

青森県公共事業事後評価実施要綱

平成22年4月1日

(目的)

第1 この要綱は、県が実施する公共事業(以下「事業」という。)について、事業完了後の評価(以下「事後評価」という。)を行い、事業完了後の事業の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し等に反映することにより、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(事後評価対象事業)

第2 事後評価の対象とする事業は、県が事業主体である事業(維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除く。)であって、2年以上継続して実施したものであるとする。

(事後評価実施事業及び実施時期)

第3 事後評価対象事業のうち事後評価を実施する事業及びその実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業完了後4年を経過した事業のうち、青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱(平成10年10月19日制定)に基づき設置された青森県公共事業再評価等審議委員会が事業特性等を考慮して選定する事業 事業完了後5年目の年度内
- (2) 社会経済情勢の変化等により事後評価を行う必要が生じた事業 経過期間にかかわらず随時

(事後評価の実施及び結果の公表)

第4 公共事業を所管する部局の長(以下「公共事業所管部長」という。)は、この要綱及び事業を所管する各省各庁の定めるところにより、事後評価を実施する事業について、必要となるデータの収集、整理等を行い、必要な資料を作成した上、事後評価を実施するものとする。

2 企画政策部長は、第1項の規定による事後評価の結果について、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表するものとする。

(事後評価の視点)

第5 事後評価は、次に掲げる視点から行うものとする。

- (1) 社会経済情勢等の変化
- (2) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- (3) 事業の効果の発現状況
- (4) 事業により整備された施設の管理状況
- (5) 事業実施による環境の変化

- (6) 改善措置の必要性
- (7) 再度の事後評価の必要性
- (8) 同種事業の計画・調査や内容・手法等の在り方
- (9) 事業評価手法の見直しの必要性

(意見の聴取)

第 6 公共事業所管部長は、事後評価の実施に当たっては、青森県公共事業再評価等審議委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。